

令和3年度第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会会議 議事録（議事要旨）

1 日 時：令和3年10月6日（水）10時

2 場 所：ポートサイドタワー12階 第一会議室

3 出席者：（委員）

中村 礼奈、真鍋 健、佐々木 剛、野口 泰三、山崎 さなえ
（教育委員会職員）

宮本 寿正 教育次長、鶴岡 克彦 学校教育部長、栗和田 耕 学事課長、
片見 悟史 教育改革推進課長、樋口 雅也 教育指導課長、小田 將史 教育支援課長、
阿部健一郎 保健体育課長、川名 正雄 教育センター所長、
久保木 修 養護教育センター所長、
（事務局）

佐藤 典子 教育支援課主任指導主事、刑部 荘 教育支援課指導主事
飯島 伸一 教育支援課指導主事

4 議 題

- (1) 開会
- (2) 教育委員会挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 委員長挨拶
- (5) 委員会の運営について
- (6) 本市のいじめ防止対策等について
- (7) 報告
- (8) その他
- (9) 閉会

5 議事の概要

- (1) 開会

小田教育支援課長の進行により開会。

- (2) 教育委員会挨拶

宮本教育次長から挨拶。

- (3) 委員紹介

いじめ等の対策及び調査委員を小田教育支援課長より紹介し、一言ずつご挨拶を頂いた。
教育委員会職員は自己紹介した。

- (4) 委員長挨拶

中村委員長より挨拶を頂いた。

- (5) 委員会の運営について

事務局から、本委員会の設置条例をもとに、本委員会の運営について説明をした。

- (6) 本市のいじめ防止対策等について

事務局から、「千葉市いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針」等、本市のいじめ防止対策について説明をした。

(7) 報告

6 会議経過

(1) 開会

(小田教育支援課長) 事務局に確認します。本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか。

(刑部指導主事) はい。本日はいらっしゃいません。

(小田教育支援課長) 私は、本日進行を務めさせていただきます、教育支援課長の小田でございます。よろしく願いいたします。本日の会議ですが、公開内容は、会次第の6番までとなります。7番からは、個別の事案のため、非公開となりますのでご了承ください。

それでは、第1回「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を開会させていただきます。開会に当たりまして、宮本教育次長よりご挨拶申し上げます。

(2) 教育委員会挨拶

(宮本教育次長) 本日はご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席を賜り御礼申し上げます。委員の皆様には、任期の2年目となりましたが、引き続き委員をお引き受けいただいていることに、心より感謝申し上げます。

さて、本委員会は、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」に基づき、平成26年度に教育委員会の附属機関として設置されたところであります。主な所掌事務は、

- ・いじめの防止対策に関し提言していただくこと

- ・教育委員会の諮問を受け、いじめ等重大事案の事実関係の調査を行うこと

とされています。今月には、文部科学省が「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を公表する予定と伺っています。令和元年度の結果では、全国のいじめ認知件数が61万2千件を超え、過去最大であるとのことです。いじめは大きな社会問題になっており、憂慮に堪えない事態と認識しております。このような中、本市としては、いじめはどの子供、どの学校にも起こりうるものであると捉え、千葉市いじめ防止基本方針等を基に、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応」を柱として、いじめ問題等に的確に対処していく所存です。

委員の皆様には、ご専門の見地から忌憚のないご意見をいただくとともに、本市のいじめ等対策の取り組み強化が図られるよう、特段のお力添えをお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

(小田教育支援課長) 続きまして、委員紹介に移ります。

(3) 委員紹介

(4) 委員長挨拶

(小田教育支援課長) 続きまして、委員長挨拶。中村委員長お願いいたします。

(中村委員長) 緊急事態宣言が明けて、学校教育現場も急に動き出し、子どもたちも環境が変わり、色々これまで我慢してきたことが出てくるのではないかと感じております。このような状態で、大人も子どももストレスを抱えていると思いますけれども、いじめ重大事態が発生しないように、予防や早期発見できるように子どもたちのことを

我々大人が注意深く見守っていけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(小田教育支援課長) それでは、この後の議事進行につきましては、中村委員長お願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(5) 委員会の運営について

(中村委員長) それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。まず、委員会の運営について事務局より説明をお願いします。

(佐藤主任指導主事) それでは5番、委員会の運営について、佐藤から説明いたします。まず資料の3頁を開けてください。「資料1 千葉県教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」をご覧ください。重要事項のみ説明いたします。

第1条では、本委員会の設置目的について示しております。

第2条では、本対策調査委員会が取扱う いじめ等による重大事態を定めております。本市が設置した学校におけるいじめ、体罰、学校管理下において発生した事故による重大事態を対象としております。

第3条においては、委員会の所掌事務を定めております。(1)が対策についての審議について、(2)～(4)が調査についての審議について、定めております。

第4条から第6条においては、委員会の組織について定めております。対策調査委員会は、委員5人以内で組織し、任期は2年、また、第2項で、臨時委員を置くことができることを定めております。

会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決定します。可否同数のときは、委員長の決するところによります。

第7条では調査に関して定めております。

第8条については、前条の調査のために必要に応じて置くことができる調査員について定めております。

最後に、第9条では、前条までのほか、更に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができるとしております。

次に、7頁をお開けください。資料2「千葉県教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱」についてです。

9頁をお開けください。資料3「千葉県いじめ等による重大事態への対処に関する要綱」は、千葉県教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第2条に規定するいじめ等による重大事態への対処に関し、必要な事項を定めたものです。

次に、12頁をお開けください。資料4「いじめ等の重大事態に対する対処といじめ防止等の対策についてのイメージ図」です。ポイントを絞って説明いたします。

本委員会は、中央の網掛けされてところに位置付けられます。

その下には、市長部局の附属機関である「千葉県いじめ等調査委員会」が位置しております。いじめ等による重大事態の再調査を行うものであり、いじめの防止等の対策機関としては位置づけられておりません。

右下の「いじめ問題対策連絡会」は、学校関係者、警察関係者、各関係各課等が参加する、いじめ問題に対して、それぞれどのような対策を講じているか等、情報交換

を行う会議です。

さらに、資料13頁には資料5として「千葉市情報公開条例の抜粋」「千葉市情報公開条例施行規則の抜粋」を掲載しておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

(中村委員長) ありがとうございました。何か、意見等がありますか。

(6) 本市のいじめ防止対策等について

(中村委員長) 続きまして「千葉市のいじめ防止対策等について」事務局より説明をお願いします。

(佐藤主任指導主事) それでは、本市のいじめ防止対策について、説明いたします。

14頁をご覧ください。資料6は「千葉市いじめ防止基本方針」です。いじめは絶対に許されない行為であり、どの子供にも、どの学校にも起こり得ることを認識して、いじめ防止等の対策をより総合的かつ効果的に推進するために平成28年3月に一部改訂しました。

次に、37頁をご覧ください。資料7「いじめ対応マニュアル」ですが、これは、毎年見直しを図るとともに、本年度は、各学校の研修等に活用されるよう、夏休みに再度周知を図ったところです。

続いて、56頁をご覧ください。資料8は、「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」です。これをもとに、各校では、毎年年度初めに資料9「学校いじめ防止基本方針」、資料10「学校いじめ防止指導計画」を策定し、学校ホームページにて公開しています。

70頁は(資料11)、学識経験者を委員長とする「生徒指導調査研究委員会」が、生徒指導上の諸問題の解明に向け提言をおこなっている報告書のうち、令和元年度版のダイジェストになります。学校では、まず、いじめを正しく理解し、積極的に認知することを提言しています。

次のページは、資料12、「いじめ対応リーフレット」です。いじめ防止対策推進法に則った対応の徹底をさらに図る必要があるとの認識より、いじめ対応のポイントをまとめ、今年8月に市内全職員に配布いたしました。

以上が、本市のいじめ防止対策等の説明です。

(中村委員長) ありがとうございました。何か、意見等がありますか。

(佐々木委員) 調査をしていくにあたって、お困りになっているご本人や親御さんに面談をしないと、なかなか評価しづらいという現状がございます。その点について、今後、様々な調査をするにあたっては、明示していただきたいと思うところがあります。もちろん調査においては子どもに対して過度な負担がかからないように面談を配慮いたします。これは切にお願いしたいと思います。

(佐藤主任指導主事) ケースによっては子どもの負担に配慮し、いじめの事実をつかんでいくことはとても大事なことだと思いますので、今後検討したいと思います。

(佐々木委員) 医者立場としては、困って来てくださっているという方がほとんどですので、逆に困った状況でなかなか来られないという気持ちもあると思うのですが、適切な評価を行うという意味では、直接面談を行う必要があると思います。

(真鍋委員) いじめ対策においては、誰かがどこかでやってくれるという話ではなく、市全体と

して底上げをする総合的な対策が必要なことだと思います。教育委員会ではどのように現場の状況を拾い上げるかということ、教育委員会が策定したものや基本的な方針を現場にどのようにおろしていくかということをもまんべんなくやっていく必要があると思います。現場におろしていくにあたっては、周知徹底、情報を提示する、管理職に情報を流す、一般職から管理職まで研修を行うことが必要だと思いますが、これらをどのように扱っているのかうかがいたい。

(佐藤主任指導主事) 今現場においては経験の浅い教員が多い状況にあります。今年から管理職に特化した新たな研修を実施しています。いじめに対する正しい認識をすべての教員がもち、とらえたいじめは組織で対応しなければいけないことを伝えました。また指導主事が各学校に赴く要請訪問において、いじめの認知・組織対応・調査・記録について等、様々な角度で研修を行っています。

(真鍋委員) 千葉市は規模が大きい自治体ですので漏れがゼロというのは大変だと思うのですが、実務的な話ですと、日々の話し合いや、校務分掌などを生かした色々な手段を使いながらいじめ対策をやっていくこと、漏れはどうしても出てしまうのかもしれませんが、それを少なくしていくという方向性をやはりもっていくことが大切であると思います。

(小田教育支援課長) 今いただいたご意見を我々は深く受け止める必要があると思います。事務局からもあったように、今年度はいじめに特化した研修を行っており、10月には各学校の生徒指導主任を集めた研修でいじめに特化した研修を行います。併せて、今後は教育センターや養護教育センターが持っている専門講座等のご協力を頂きながら、管理職やごく一部の教員だけでなく、隅々までいじめ防止の理念がしっかり届くようにいじめに特化した研修を体系化しながら進めていきたいと思っています。

(佐々木委員) 66頁④の犯罪行為として扱われるべきいじめについては、教育委員会より所轄の青少年サポートセンターや警察署等と連携して対処すると記載があります。臨床現場でいろいろな患者さんからうかがうと、暴力やけがをして、どう見ても犯罪行為で警察に届けるべきなのではないかという事案に出会うことが極めて多いので、警察の方を含めた見立てがあったほうが良いと感じています。警察に行かないとエスカレートするのではないかという事案が多いので、あえて述べさせていただきました。ご検討をお願いいたします。

(佐藤主任指導主事) わかりました。連携の在り方等について検討させていただきます。

(7) 報告 (非公開)

議題(7)に係る会議経過については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報(個人情報)が含まれているので表示していません。

(8) その他

(9) 閉会